

あらゆる差別の撤廃に向けたまちづくりの推進に関する決議

特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動、いわゆるヘイトスピーチを巡っては、平成26年8月、国際連合人種差別撤廃委員会が、日本の状況に懸念を示し、政府に対して、毅然とした対処を実施することなどを求める勧告を行った。

国内でも同年12月、最高裁判所において、特定の民族や国籍の人々に対する差別的言動について違法性を認めた大阪高等裁判所の判決が確定した。

しかしながら、現在もヘイトスピーチは各地で行われており、終息の兆しは見えてこない。

本市は、これまで日本各地や海外から多くの人に移り住み、活気あふれる「多文化共生のまち」として成長を続け、また、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に参加する海外の選手らと地域住民の交流を促進する政府のホストタウン構想で、英国のホストタウンとしても登録されており、そうした中、地域に暮らす外国人に対するヘイトスピーチが行われることは許されない。

よって、本市議会は、執行機関において実態調査など、ヘイトスピーチを根絶するための取組を早急に行われるよう強く求めるとともに、人権を尊重し、あらゆる差別の撤廃に向けたまちづくりを推進するために全力を尽くすことを強く決意するものである。

以上、決議する。

平成28年3月18日

川崎市議会